

長野県市長会 2月定例会 会議録

日時：平成30年2月1日（木）13：00～15：15

場所：長野県自治会館 2階「大会議室」

1 開会

（百瀬事務局次長）

定刻となりました。ただ今から長野県市長会2月定例会を開会いたします。

はじめに、小口長野県市長会会長より御挨拶をお願いいたします。

2 会長挨拶

（小口会長）

皆様、改めまして、こんにちは。それぞれ予算編成あるいは議会を控えてお忙しい折でございますが、このようにすべての皆様に県市長会に参加いただきましてありがとうございます。

2月になりましたので「あけましておめでとうございます」は、少し恥ずかしい月になってしまいましたが、今年のはじめての定例会でございます。本年もよろしく御指導賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

総じて、正月から穏やかな日が続いてきた長野県ではなかったかと承知しておりますが、先月22日に今シーズンとしては、初めての大雪という状況でございました。首都圏におきましても、4年ぶりに大雪警報が出るなど記録的な寒波も到来し、まさに大寒を思わせる寒さであったと承知しているところでございます。今後とも世界的な異常気象、地球が怒っているのではないかと思うぐらいの状況でございますので、各位におかれましては、体調を十分に管理していただきながら、一緒にまた元気よくやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

国の新年度予算関係について一言申し上げます。現在、開会中の通常国会において審議中ですが、地方の一般財源総額については、今年度を約400億円上回る62.1兆円が確保されたと承知しております。

また、税制改正の面についてでございますが、償却資産に関わる固定資産税について、特例的な軽減措置の終了期限が明確に示されました。また、ゴルフ場利用税については、税の趣旨も十分理解され、現行制度の堅持が決定いたしました。

また、重要かつ喫緊の課題でございました森林整備に向けての新たな財源確保の仕組みが創設されるところであります。

これも、皆様方のそれぞれのお立場で国等への働き掛けの成果であると承知いたしておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

なお、県においても4月から新しい総合5か年計画がスタートいたします。私どもの各

市で既に作成してございます総合計画等々と連携、整合性を図りながら、それぞれの責任において直面する超少子高齢化社会に取り組んでいく覚悟が必要であろうかと考える次第でございます。

特に、新年度は、国民健康保険制度の都道府県化、子どもの医療費の窓口無料化、森林づくり県民税の更なる活用、地域振興局と圏域地域との協働など、「知事との懇談会」の場において幾度となく議論を深めてきた内容であろうかと承知いたします。それぞれの役割分担を間違えることなく、県民、そしてまたそれぞれの自治体の市民の負託に応えるべく努力してまいりたいと考える次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会でございますが、平成 30 年度の本会事業計画及び歳入歳出予算等について御審議をいただき、その他、各市等から御希望いただいた項目につきまして県の施策説明を予定しております。限られた時間ではございますが、より活発な定例会になりますよう御協力をお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

(百瀬事務局次長)

どうもありがとうございました。

本日の定例会でございますが、会議録をホームページ上で公開する会議としております。

事務局におきまして作成した会議録を出席者等に確認いただいた後、ホームページに掲載させていただきますので、御承知おき願います。

それでは、会議に入らせていただきます。会議の進行は、慣例により小口会長をお願いいたします。

3 会 議

(1) 会務報告

(小口会長)

それでは、早速会議事項に入ります。

まず、(1)でございます。前総会以降の「会務報告」を事務局長からお願いいたします。

(市川事務局長)

昨年の 11 月定例会で御報告申し上げました以降の会務について御報告申し上げます。着座にて失礼します。

お手元の資料 1 をお願いいたします。時間の関係もありますので、主なものにつきまして御報告申し上げたいと思います。

最初に、1 ページの I、「会議」の 1、「定例会」でございますが、11 月 24 日に 11 月定例会を長野市で開催し、記載の協議事項 3 件、報告事項 2 件、すべてにつきまして承認あるいは了承いただいたところでございますが、報告事項の 2、平成 30 年度市長会会議開催予定につきましては、第 173 回北信越市長会総会と全国都市問題会議の日程が重複してい

たことから、開催市であります東御市さん、上田市さんに御苦勞いただきまして、北信越市長会の日程を1週間遅らせることといたしました。

2の「役員会」ですが、11月定例会に先立ちまして開催し、定例会の運営等につきまして事前の協議をいただきました。

3の「全国市長会」ですが、2ページをお願いします。

昨年11月16日と本年1月24日に理事・評議員合同会議が東京都で開催され、11月の会議では協議事項3件、決議・緊急決議11件について審議が行われ、それぞれ原案どおり決定・採択されました。本県からは、牧野飯田市長さん、小泉小諸市長さんが御出席されております。

また、3ページであります。1月の会議では記載の2件について協議がなされ、いずれも原案どおり決定されております。本県からは、母袋上田市長さん、三木須坂市長さん、牧野飯田市長さん、そして、金子諏訪市長さんが御出席されております。

次に、4の「副市長・総務担当部長会議」は、1月26日に自治会館で開催し、開催市提出議題としまして現行制度の改善又は拡充を求めるものが4ページに掛けまして15件、新たな施策の要望又は提案を求めるものが3件、特に市町村への財政支援策等を求めるものが5件、その他といたしまして3件の計26件につきまして御審議をいただきました。

この結果、23件の議題につきましては、提案どおり、あるいは一部修正の上、4月の総会へ送付されることとなりましたが、3ページの9、「農地中間管理事業における手続きの期間短縮等について」は、提案の趣旨でありますところの農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の借受希望者の公表回数増加につきましては、これまでの年2回から毎月に変更されるなど、すでに改善されていることから、また、12の「ツキノワグマの捕獲強化について」は、錯誤捕獲されたツキノワグマにつきましては、法律的に捕獲自体が違法であり、原則、放獣することになっており、提案の趣旨の実現は難しいことから、そして、4ページの23の「市街地再開発事業補助金の継続について」は、補助制度自体は30年度も存続しているため補助要件の見直し等の観点で改めて提出することとなり、以上3件が取下げとなりました。

また、第3の協議事項ですが、本日の定例会において御協議をお願いします2件につきまして御協議をいただき、いずれも原案どおり了承いただいております。

また、一部の副市長さんから副市長・総務担当部長会議の運営について改善を希望する意見が出されました。これについては、副市長等この会議の一義的な開催目的であります各市提出議題の慎重審議を行っていただくことを踏まえた上で、今後、各市の意見を伺いながら検討してまいります予定としております。

次に、5ページの「県と市町村との協議の場」ですが、第14回となります協議の場は、11月6日に開催されまして、2027年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催を見据えた「スポーツの力による元気な長野県づくり」についてをテーマに意見交換がなされましたが、この件につきましては、11月定例会におきまして、その概要は報告済みでござ

います。

次に、7、「知事との懇談会」は、阿部長野県知事と全市から市長さん、あるいは副市長さんの御出席をいただきまして11月定例会の開催に引き続きの11月24日に長野市で開催し、記載の4項目につきまして要望・意見交換等を行いました。

次に、6ページをお願いします。

9、「会長等が出席した主な会議」では、記載のとおり正副会長や部会長等市長さん方や事務局で出席をしております。

次に、7ページをお願いします。

Ⅱ、「要請・要望活動」ですが、11月9日には「地方財源の充実確保に関する要請」を長野県及び県町村会とともに県関係国会議員等に対して実施しております。また、長野県市町村教育委員会連絡協議会からの要請につきましては、各市に送付させていただいたところでございます。

最後に、Ⅳ、「関係団体の役員等の推薦または委嘱」ですが、会長さんに係る国体関係、それから経済部会長の観光振興審議会関係につきましては、急施を要しましたので推薦手続きを行わせていただきました。後ほど報告事項で御報告をさせていただきます。

会務報告は、以上でございます。

(小口会長)

ただ今の会務報告につきまして、質問・御意見等がございましたらお願いします。

(「なし。」の声あり)

(小口会長)

特になし、ということでございますので、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

(小口会長)

はい、ありがとうございます。そのように決めます。

(2) 協議事項

ア 平成30年度長野県市長会事業計画(案)について

イ 平成30年度長野県市長会歳入歳出予算(案)について

(小口会長)

次に、(2)協議事項に入ります。

まず、アの「平成30年度長野県市長会事業計画（案）」並びにイの「平成30年度長野県市長会歳入歳出予算（案）」につきましては、関連がございますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

（市川事務局長）

それでは、はじめに平成30年度事業計画（案）について御説明申し上げます。資料は、2でございます。

まず、1ページの1の「市長会の開催」の（1）「総会」ですが、第142回総会につきましては、4月19日に自治会館での開催を予定しております。

第143回の総会につきましては、8月23日及び24日、松本市での開催を予定しております。松本市さんには大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

（2）の「定例会」は、記載のとおり、例年にならって予定してございます。なお、6月の定例会は、全国市長会議等の開催に合わせまして東京での開催でございます。

（3）の「部会」につきましては、総会等で議論いただきました案件につきまして、四つの部会におきまして県の部課長さんとの意見交換をさせていただいております。記載の10月22日と24日の両日の日程での開催を予定しております。

（4）の「役員会」は、4月と8月の総会、そして11月と2月の定例会の前段での開催を予定しております。

（5）の「知事との懇談会」につきましては、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞り、11月22日、11月定例会の開催日に合わせて予定しております。

（6）の「その他」ですが、第172回北信越市長会総会が5月10日・11日の両日、福井県あわら市で、第173回総会は長野県が開催となりますが、10月18日・19日の両日、東御市・上田市での開催を予定しております。両市には準備から開催まで大変御苦労をお掛けしますが、何分にもよろしく願いをいたします。

なお、翌週には部会が開催される日程となりますが、既に連絡いたしましたとおり、全国都市問題会議の開催日程の関係から特に東御市さんに御苦労いただき、日程を変更させていただきましたので、ここに御報告をさせていただきます。

全国市長会議及び全国都市問題会議につきましては記載のとおりでございますが、4ページ、5ページにそれぞれ関係資料を添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

2ページをお願いします。

2の「市長会が招集する主な会議」でございますが、（1）の副市長・総務担当部長会議は、7月6日、東御市での開催を予定しています。東御市さんには北信越市長会総会を含めての開催となりますが、何分にもよろしく願いをいたします。

31年1月25日の会議は、自治会館で予定させていただきます。

（2）の事務研究会につきましては、恐れ入りますが6ページを御覧いただきたいので

すけれども、下の表の会計管理者会議以下、記載の 19 の研究会を事務局開催のものを除きまして各市持ち回りで開催させていただきます。各市の皆様のお手を煩わせますが、何分の御協力をお願いしたいと思います。また、31 年度の予定も記載してありますので、参考にさせていただければと思います。

2 ページにお戻りいただきまして、3 の「要請活動」から 3 ページの 9 の「その他」までは、記載のとおりでございます。

事業計画につきましては以上でございますが、7 ページに、ただいま御説明申し上げました 30 年度の市長会会議の開催予定を一覧にさせていただきますので、後ほどまた御確認いただければと思いますが、公務、何かと御多忙の中ではありますがありますけれども、日程の調整等に御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、30 年度は、本会が昭和 33 年 5 月に 13 市で設立されて 60 周年という節目を迎えます。10 年前の 50 周年時と同様に特別な事業は予定しておりませんが、これを契機に更に各市間の連絡協調が図られますよう、存在価値のある市長会になるように事務局としても取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

続きまして、平成 30 年度の歳入歳出予算（案）につきまして御説明申し上げます。資料 3 をお願いいたします。

おめくりいただいて、1 ページをお願いいたします。

一般会計の歳入予算額、歳出予算額は、同額の 9,709 万 7,000 円で、今年度に比べて 13 万 8,000 円、率にして 0.1 パーセントの減となっております。

2 ページをお願いします。

歳入の部でございますが、主な歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款の負担金は、5,995 万 6,000 円で、1 項、各市負担金につきましては、1,991 万 4,000 円です。昨年 11 月の定例会におきまして御承認をいただいた額で、今年度と同額でございます。

資料の 5 ページ、6 ページに市別負担額の一覧等を整理してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

2 項、関係団体負担金は、4,004 万 2,000 円で、右側の付記の欄にありますように、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から 30 パーセント、市町村振興協会から 35 パーセント、残りの 35 パーセントを市長会で負担して共通経費として支出いたします。

また、市町村振興協会からは、例年どおり 19 市の地域活性化センターの会費 266 万円と市長会運営助成金 500 万円の助成を見込んでおります。

2 款、受託収入は 2,656 万 7,000 円で、各市と市長会とで委託契約を結び、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分として 1 件当たり 35 円をいただきますほか、軽自動車税電子データ化で 1 件 75 円をいただくものなどがございます。今年度に比べますと、7 万 1,000 円の減となっております。

3 款、交付金は 124 万円、4 款、繰越金は前年度繰越金で 900 万円、5 款、雑収入は 33

万4,000円、以上を加えまして、歳入総額は9,709万7,000円でございます。

次に、3ページ、歳出の部でございます。主な歳出について御説明申し上げます。

1款、会議費は259万2,000円で、総会、定例会等に係る経費でございます。今年度に比べて19万4,000円の減となっております。

2款、事務局費は、8,163万8,000円で、今年度に比べ124万3,000円の減でございます。

項別には増減がございますが、全体的には今年度並みと考えている次第でございます。

4ページ、3款、事業費でございますが、事務研究会の助成等の経費でございます。139万6,000円、4款、負担金、補助及び交付金は817万2,000円で357万円の増でございます。これは、付記欄の2番目にありますように、30年度は10月に東御市・上田市において第173回北信越市長会総会が開催されますことに対しまして、これに係る交付金350万円を計上したことによるものでございます。

6款、繰出金は220万円で、内訳は職員退職積立金特別会計へ120万円と、財政調整積立金特別会計への100万円でございます。財政調整積立金特別会計への繰り出しは、今年度に引き続き積立を行うこととしております。

7款、予備費109万8,000円を加えまして、歳出総額は9,709万7,000円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。職員退職積立金特別会計歳入歳出予算でございます。歳入予算額、歳出予算額ともに1,013万7,000円でございます。

内訳は8ページになりますが、歳入の部では、一般会計から120万円を繰り入れることとしております。また、歳出の部では、当面取り崩す予定がございませんので、予備費に計上してございます。

次に、9ページをお願いいたします。財政調整積立金特別会計歳入歳出予算ですが、歳入予算額、歳出予算額は、ともに1,835万8,000円でございます。

内訳は10ページでございますが、歳入の部では今年度同様、一般会計から100万円を繰り入れることとしております。また、歳出の部では、当面取り崩す予定がございませんので、予備費に計上してございます。

平成30年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきましての説明は、以上でございます。

（小口会長）

平成30年度事業計画（案）及び予算（案）について説明がございました。こちらにつきまして、質問・御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでございますので、こちらの二つの議案につきまして、それぞれ原案どおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」との声あり）

(小口会長)

はい、ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

ウ 長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則（案）について

(小口会長)

次に、ウでございます。「長野県市長会処務給与規則の一部を改正する規則（案）について」を議題といたします。それでは、事務局長より説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料4をお願いします。

市長会事務局職員に係る給与、旅費、勤務時間等につきましては、本会が設立されました昭和33年から長野市さんの規定を準用するということで、「長野県市長会事務局規則」に定められております。

また、長野県市長会処務給与規則におきましては、給与については「長野市職員の給与に関する条例」及び「同規則」を準用すると規定されております。

このたび、この長野市さんの条例及び規則の一部が改正・施行されたことに伴いまして、本会の処務給与規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、事務局職員の職名に「担当係長」を追加いたします。また、「主任主事」を削除し、級別職務分類表を改めるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日を予定してございます。

2ページは改正文でございますが、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

右が現行でございますが、第2条におきまして「主査、主任主事」を「担当係長、主査」に改め、第3条第4項におきまして「主査」を「担当係長」に、第5項におきまして「主任主事」を「主査」に改めるものでございます。

4ページは、級別職務分類表の改正に係るもので、1級、6級及び8級以外の級におきまして、記載のとおり、標準的な職務の名称等を改正するものでございます。

資料の5ページ、6ページは現行の規則、7ページ、8ページは改正後の規則の全文でございます。参考までに添付をさせていただきました。

なお、先月の副市長・総務担当部長会議におきましても御意見を伺いましたが、特段の御意見はございませんでした。

説明は、以上です。

(小口会長)

ただいまの説明に対し、質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

(小口会長)

それでは、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(小口会長)

ありがとうございます。では、そのように原案どおり決します。

エ 全国市長会評議員の選出に係る申し合わせ事項（案）について

(小口会長)

続きまして、エの「全国市長会評議員の選出に係る申し合わせ事項（案）について」を議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料の5をお願いします。

本会からの全国市長会評議員4名の選出につきましては、これまで市長就任の早い市長さんから、慣例により2年の任期で順次選出をしてきたところでありますが、現在の評議員の任期は本年6月の全国市長会議までとなっております。

本年4月の総会において選出する次期評議員につきましては、現在の市長さん方が全員評議員として選出されたこととなりますことから、評議員経験者の中から選出することを余儀なくされますので、新しいルールづくりが必要だと考えている次第です。

資料の4ページを御覧いただきますと、右の全国市長会の欄で赤字表記が評議員関係ですが、全市長さんが就任済あるいは就任中であることがお分かりかと思えます。

そこで、2ページにお戻りいただきまして、全国市長会の評議員につきましては、原則として、市長就任後、これまでに評議員に選出されていない市長さんのうち市長就任の早い市長さんから順次選出を行います。これは、これまでどおりの選出方法でございます。

これによりまして選出数に満たない場合は、これまでに選出されたことのある市長さんのうち、市長就任の早い市長さんから順次、選出することとしますが、全国市長会の評議員を除く役員及び相談役、並びに本会の正副会長及び相談役に就任している、もしくは就任予定の市長さんは除きたいと考えております。

全国市長会の役員及び相談役は、それぞれの役職の職務がありますし、評議員との兼務は全国市長会の会則上、馴染まないものとされています。

また、本会の正副会長は、本会を代表して県内はもとより、北信越等においても数多くの役職を担っていただいておりますことから除くこととし、相談役につきましては、本会

の会長経験者に就任いただいておりますので、会長として御苦勞いただいたことを考慮して除きたいという考えでございます。

御参考までに、3ページには東海・北信越各県市長会の評議員選出方法を整理させていただきました。

これによれば、評議員への複数回就任市長がないのは本会だけでありまして、除外市長さんにつきましては、市長会正副会長、全国市長会の役員としている市長会が多いと言えると思います。

2ページにお戻りいただきまして、3の評議員の任期ですが、従前どおり慣例により2年としますが、除外する本会正副会長等の任期との整合を図るために、現在の評議員であります池田中野市長さん、加藤長野市長さん、金子諏訪市長さん、そして小泉小諸市長さんにおかれましては、過渡期の特例としまして、恐縮ですが30年度も引き続き御就任いただき3年とさせていただきたいと考えております。

なお、この申し合わせは、新年度4月1日からの適用を予定しております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

(小口会長)

今、説明がありましたように、評議員は、すでに全員の方が経験者になっていることから、新たな申し合わせ事項の提案でございますが、こちらについてはいかがでしょうか、質問・御意見がありましたらお願いします。

(「なし。」との声あり)

(小口会長)

よろしいでしょうかね。それでは、全国市長会評議員の選任ルールについては、この申し合わせ事項によって、今後は選出してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

オ 市長会から選出する各種団体等の役職について

(小口会長)

次に、オでございます。「市長会から選出する各種団体等の役職について」を議題といたします。説明をお願いします。

(市川事務局長)

資料6をお願いします。

最初に、長野県から推薦依頼のありました長野県災害・救急医療体制検討協議会の委員につきましては、現在、社会環境部会から杉本駒ヶ根市長さんに御就任いただいております。

すが、任期満了に伴うものですので、引き続き、杉本駒ヶ根市長さんをお願いをしたいと思います。

次に、日本赤十字社長野県支部の監査委員候補者ですが、こちらも任期満了に伴うもの
でございます。現在、菅谷松本市長さんに御就任いただいておりますが、日赤関係につき
ましては、相談役さんをお願いしてきておりますので、引き続き、菅谷松本市長さんにお
願いをいたします。

任期は、それぞれ記載のとおりです。

また、資料の2ページ以下は、長野県等からの推薦依頼文の写しでございます。

説明は、以上です。

(小口会長)

今、報告がありましたように、任期終了に伴います委員の選任について、継続して委員
をお二方をお願いしたいという提案でございますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(小口会長)

よろしいですね。それでは、原案どおり決することとします。よろしく願い申し上げます。

(3) 報告事項

ア 全国市長会正副会長候補者選考委員会の経過報告について

(小口会長)

引き続き(3)の「報告事項」に入ります。

まず、報告事項のア「全国市長会正副会長候補者選考委員会の経過報告について」を議
題といたします。事務局長から説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

それでは、資料7をお願いいたします。

全国市長会会長の山口県の松浦防府市長さんが、市長の職を6月20日とお聞きしており
ますが、今任期末をもって退任することを表明されたことに伴いまして、全国市長会会長
の職を任期途中で退くこととなりました。

これを受けまして、正副会長候補者選考委員会が先月24日に開催され、本年6月の総会
において改選されます正副会長の候補者を選考する手続き等について確認がなされてお
ります。

これによりますと、資料は9ページになりますが、選考委員会のスケジュールを御覧い

ただきますと、3月30日のところに記載がございますが、支部からの会長立候補者の推薦が3月30日とされておりますので、近日中に北信越支部長から本会会長に対しまして立候補者の推薦通知があろうかと思えます。この通知を受けまして、各市には立候補の意志の有無について文書照会を行ってまいりたいと思えますので、期日までの御回答をお願いしたいと思います。

なお、立候補される市長さんにおかれましては、3年前の会長選任から導入されました政見動画も提出することになっておりますので、併せてよろしく願いをいたします。

また、副会長につきましては、北信越支部の申し合わせによりまして、平成29年度の北信越支部長であります、富山県市長会会長の森富山市長さんを推薦することになっておりますので、申し添えさせていただきます。

報告は、以上でございます。

(小口会長)

ただ今の報告について、質問がございましたらお願いいたします。

(「なし。」の声あり)

(小口会長)

よろしいでしょうか。それでは、報告を受けて了承したと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(小口会長)

はい、ありがとうございます。そのように決めます。

イ 市長会から選出する各種団体等の役職について

(小口会長)

次に、イ「市長会から選出する各種団体等の役職について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

資料の8をお願いいたします。

先ほども会務報告で少し触れさせていただきましたが、市長会から選出する各種団体等の役職について御報告申し上げたいと思えます。

まず、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会委員及び常任委員会委員につきましては、市長会を代表しての委員で、副会長含みということで

ありましたので、会長の小口塩尻市長さんをお願いをいたしました。

なお、御案内のとおり、第1回準備委員会総会及び常任委員会は、昨年12月20日に開催されたところでございます。

次に、長野県観光振興審議会委員でございますが、任期満了に伴います推薦依頼でございますので、これまでどおり経済部会長の花岡東御市長さんをお願いをさせていただきました。

2件とも、本日の定例会を待っての選出では間に合わないことから、12月に手続を取らせていただいものでございます。

なお、資料の2ページ以下は、長野県等からの推薦依頼文の写しでございます。

報告は、以上でございます。

(小口会長)

長野県から要請されました各種団体等の役職について2件の報告がございました。

すでに、この総会を待たずして選任済みという報告がありますが、こちらについて御意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

(小口会長)

よろしいですかね。それでは、こちらについても報告を受けて了承したと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」との声あり)

(小口会長)

はい、ありがとうございます。そのように決させていただきます。

以上、報告事項まで終了いたしました。今までのところ全体を通じて言い忘れたこと等がございましたらいかがでしょうか。

(「なし。」との声あり)

(小口会長)

よろしいですかね。

(4) 県からの施策説明

ア 国民健康保険制度改革について

(小口会長)

それでは、引き続き(4)の「県からの施策説明」に入りたいと思います。

本日の説明項目は、各市から要望のありました4件と、事務局の提案によります1件の合わせて5件となっております。短時間でございますが、よろしくお願い申し上げます。

では、はじめに、アの「国民健康保険制度改革について」でございますが、蔵之内国民健康保険室長さんからお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(蔵之内国民健康保険室長)

国民健康保険室長の蔵之内です。よろしくお願いいたします。では、座って御説明させていただきます。

すみませんが、資料9でありますけれども、お願いいたします。

これは、私どもが、まず、昨年11月14日に県の運営協議会から国保運営方針(案)ということで答申をいただきまして、市町村の皆様等への意見照会を行いまして、昨年12月22日に県として長野県国民健康保険運営方針の概要ということで決定させていただいたものでございます。

内容は、基本的には国のガイドラインに沿って、内容等記載しているということございまして、策定の目的は、県と市町村との共通認識を図って共同運営を行っていくために策定するというものでございます。

方針の期間ですけれども、一応、30年から3年間ということであります。それで、答申と県として決めたところの大きな違いは、第一、基本的な考え方を追加させていただいたということでございます。この点について説明させていただきます。

他のところは、後ほど御覧いただくということで、5ページをお願いいたします。

この基本的な考え方でありまして、基本理念ということで、今回の制度改革が国民保険制度を持続可能なものとして守っていくという国の考えの下に、やはり財政運営を大きく都道府県単位で行って安定的な運営を図るということで、そのことにより県民の皆さんが必要とする医療サービスを安心して受けられる制度にしていきたいということでございます。

二つ目の目指す姿ということでございますけれども、3点掲げさせていただいております。

まず、一つ目ですけれども、本県は、非常に小規模な3,000人未満の被保険者の市町村が5割を超えているということで、その意味では高額な医療費等が発生したりしますと、やはり財政的に安定感がなくなるので、ひいては保険料の変動リスクなどを軽減する。

もう一つは、大きい単位化にすることで、最終の目標はやはり同じ所得の県民の方は同じ保険料負担ということで負担の平準化を図りながら、将来的には保険料水準、保険料率の統一を目指していきたいと。

それから、県も保険者で加わりますので、県民の皆さんの健康づくりを更に市町村の皆

様とともに協力して進めて、疾病、ひいては医療の適正化に取り組んでまいりたいということでございます。

3の方針のポイントですけれども、大きく3点あります。

1番目は、負担水準のあり方でございますけれども、将来的には保険料水準の統一に向けていくということですが、中長期的なこととして、医療費水準は、現在の納付金制度は、30年においては現状の医療費の実績を100パーセント加味したもので算定をしている、そのようなところを少し変えていかなければいけないこと。

それから、県で示す標準保険料率がストレートに各市町村様が決めていく保険料率になっていく、そのようなことが最終のところのもの。

それから、現在、ルール外、法定外と言われる一般会計からの繰り入れを行っている市町村もあるわけですが、そのようなことの解消を進めていくということでもあります。

特に、御意見等をいただいた中で保険料水準を統一するといっても、やはり、ある程度の目標なり目安をもって検討していくことが必要だろうという御意見をいただきましたので、この方針の改定の3年のなるべく早い段階でそのような、幾つか後ほど御説明しますけれども、課題を検討していくと。

あと、保険料負担の制度導入時の配慮ということで、やはり医療費水準の違いを納付金に反映させること。

それから、激変緩和措置、これは原則6年間で行うとしておりますけれども、6年のところで再度検討し、現段階では10年をめどに終わらせることとしておりますが、6年目に改めてその期間を検討していく。

三つ目ですけれども、保健事業の積極的推進等として、丸の一つ目ですが、新たに市町村分、都道府県分ということで、保険者努力支援制度という交付金制度ができたということでございます。特定健診の、例えば実施率の向上やジェネリックの割合を上げたりすることに対して、そのような交付金制度を活用しながら医療費適正化を進めたい。

それから、御案内のとおり、県ではACEプロジェクトという県民運動を平成26年度から展開しているわけでございますけれども、そのようなものと併せて市町村の皆様の健康づくりへの支援等をしてまいりたいと、このようなことを重点に考えてまいります。

それでは、次に、6ページをお願いいたします。

これは、11月から4月ぐらいまでの国保制度改革に伴うスケジュールをA4の横でお示ししてございますけれども、上から納付金、徴収保険料率ということで、今はちょうど2月に入ったところですが、1月中旬、15日に標準保険料率と一般分、退職者の方ではない分の納付金の算定を御通知申し上げます。

それで、昨日ですけれども、全体の、いわゆる退職者の方の納付金も合わせて、まずはメール等で通知してありますので、近々、紙ベースで各市の元へ届くということでございます。

あと、条例関係ですけれども、12月には県の国保の関係の条例ということで、納付金算

定に係るものと保険給付費と交付金ということで、診療報酬に代わる交付金と関係するもの、この3月は、県に設置します財政安定化基金をすでに条例で設置してあるのですが、その中に災害等があったときに保険料収納が不足するときの交付に関する規定などを加えていくこととなります。

そして、予算ですけれども、新聞等で御覧になられた市長さんもいらっしゃるかと思いますが、歳出の規模で約1,900億円規模の会計になるということでございます。

それから、その下の情報提供ということで県の広報関係でございまして、個人レベルでお願いするチラシの原稿を、もう少し早くと前から申し上げているのですが、少なくとも2月中旬にはそのような物を市町村の皆さんへお届けしたい。

ポスターは、市町村の皆様に掲示いただく物は3月末までに配布して、その間、2月は県の広報ラジオ放送、またはテレビスポット等で制度改正について周知してまいりたいと思っております。

あと、事務的には2月20日に来年度に向けての担当者会議を開催して、円滑に進めていただくようお願いしたいということでございます。

最後になりますけれども、7ページをお願いしたいと思います。

30年4月施行になりますけれども、まだまだ課題がありまして、特に保険料率を統一していくということでは、幾つかこのようなことを掲げておりますが、これ以外にも多々あると思います。大まかに言いますと、医療費水準を今現在は100パーセント反映しておりますけれども、統一に向けて徐々に減少させていくと。

ただ、この際には、医療費抑制へのインセンティブなども非常に課題となってくることなのかなと思っております。

次の標準保険料率、これも今、資産割と言われる4方式でやられている市町村が多いのですが、県の標準算定方式は3方式ですので、どのような手順なり期間等でやっていくことがよかろうかと。

また、応能・応益の割合などは、現在、19市で申し上げますと、応能割は高いところだと64パーセント、低いところだと44パーセントということで、まだ応能・応益の開きがあるという点。

あと、法定外繰入の削減・解消等があると。

また、保健事業を統一していくには、統一した基準といいたいでしょうか、そのような事業費で行っていただくことが必要だろうと。

あと、収納率が高くなれば保険料率をある程度低く抑えられるし、逆に収納率が良くなければ、ある程度財源確保をしなければいけないので保険料率も少し高めに設定せざるを得ないということなどもありますので、そのような点。

あと、激変緩和措置の先ほど申し上げた見直しの関係であります。

もう1点は、健康づくりへの取組ということで、市町村の皆様からどのような支援が必要とされるかというか、求められるかということで、われわれで考えていることは、やは

り国保データベースで健診等のデータがありますので、そのようなデータを分析しまして、その結果を各市町村の皆さんへ提供して、更に活用していただいて保健事業を進めていくことなどをまだまだ意見交換をしながら進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

今、いよいよ4月から始まる国保の県一元化について蔵之内室長から説明がございました。こちらについて質問・御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(今井岡谷市長)

この件に関しましては、私が前回の説明のときに口火を切った経過があります。今、7ページでいろいろな説明をいただいたのですが、この点についてどうだったかということをお聞かせいただけますか。

この課題については、そのときと同じだったので変わらないのではないかなということですね、この2か月、3か月。少しこの点について、このような進歩があった、このような見方があったというようなことが欲しかったわけですが、今、実際に私の方でもいろいろと税率についての見直しに着手をしなければいけない時期に来てしまっていることも事実でございます。

そのような中でございますので、ぜひ、やはり国保が都道府県化になって良かったと被保険者も保険者も思えるような仕組み作りにこれからも努力を重ねていただきたいと思います。これは、本当に強い思いです。いろいろと個々の運営協議会などをやりましたが、やはり被保険者の方たちからも都道府県化になるのだから、値上げ、税率のアップはないだろうと期待していたというような声が非常に多く聞こえます。県が加わったことによって財政基盤の強化などがしっかりできる、そのようなことをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

(小口会長)

回答はいいですね、要望でございますから。

(蔵之内国民健康保険室長)

今の制度の、多分、いろいろとやっていく上でも、始める上でもこれぐらいあるし、さらに、制度を改正する部分は、また、市長の皆様方に御理解・御協力をいただきまして、ぜひスタートを切っていただきますようによろしくお願いいたします。

(小口会長)

他にいかがでしょうか。

(宮澤安曇野市長)

意見ですがいいですか。

5 ページで保険料の水準の統一に向けた、これが一つの大きな将来に向けての課題だと捉えます。医療費格差が 2.2 倍と大変格差があるのですが、これを埋めていくことになれば今まで安いところの保険料が高くなって、高いところが低くなるというようなことで、そこに利害関係が生まれる、ここをどのように埋め合わせるかが非常に難しい課題かなと捉えます。

7 ページでは、激変緩和措置の見直しの必要性について、例として挙げてあるのですが、6 年後に実施をしてみて、この状況を見ながら更に延長するかどうか検討をされることになるのでしょうか。

特に、中山間地が多く高齢化率が進んでいる長野県、それから大都市とは非常に構成が違うと思います。特に国保に加入しているのは一般的には低所得者の皆さん、高齢者の皆さんが多いわけで、都市では大学生も含めた若者あるいは大勢の人口が集中していて、都市と農村部の格差がここに出てくるので、将来的には、私は国保税という性格からして、今、国で議論をされております教育費の無料化、あるいは森林税の国民一人当たり 1,000 円など、いろいろなことが論議をされているのですが、大きく見れば、将来は国の法律によって国が国民等しくこの保険を受けられるような体制づくりを考える必要があるのではないかと思いますけれども、見解をお聞かせください。

(蔵之内国民健康保険室長)

一つは、「6 年後の」という書き方もそうですけれども、まず、6 年間で基本として長く 10 年ということで措置期間を設定すると。ただ、原則の 6 年のときに 10 年までがいいかどうか、そこを再度検討するというところでございます。

それから、多分、将来に向けての医療保険制度のことをお話しいただいたのかなと思うのですが、医療保険制度はやはり今までの職業、産業構造または人口構成、このような編成の下に医療保険が制度改革されてきているということでもありますので、今回の国保制度改革だけで恐らく医療保険制度が万全だとは必ずしもならないと思っておりますので、やはりそこは、少し大きい単位でやったり、もう少し現行の財源的な部分の手当てをしっかりとやっていただいたり、更に国にもそのような点を含めて申し上げていきたいと思っております。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

お願いいたします。

(小口会長)

よろしいですか。その他にいかがでしょうか。

よろしいですね。こちらについては、県民、国民レベルで関心の強いテーマでございますから、今後も「県と市町村との協議の場」において、時には議論になっていく中で双方の意見交換をしながら、よりソフトランディングできる医療制度に、今井市長さんがおっしゃったように、「県一元化してよかったな」と思える制度にしていくことが、私たちの責務かと思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

とりあえずこちらについては、施策説明よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

イ 民泊の規制条例に伴う観光施策について

(小口会長)

続きまして、2点目のテーマ、イでございますが、「民泊の規制条例に伴う観光施策について」を議題といたします。

はじめに、食品・生活衛生課の清澤課長さんからの説明をお願いいたします。

(清澤食品・生活衛生課長)

健康福祉部食品・生活衛生課長の清澤でございます。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、条例案の策定につきましては、私どもが担当させていただいておりますので、説明をさせていただきます。

資料10-1をお願いいたします。

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例案についてということでございます。

まず、条例の目的でございますが、「住宅宿泊事業について、事業者の責務を明らかにするとともに、住宅宿泊事業法の規定に基づく事業実施の制限その他必要な事項を定めることにより、県民の良好な生活環境を保全する。」ということでございます。

次に、2といたしまして、住宅宿泊事業者等の責務ということでございます。

これにつきましては、(1)と(2)と分けてございますけれども、(1)につきましては、周辺住民に対して、住宅宿泊事業を始めることにつきまして十分に説明をしていただくということでございます。これにつきましては、その届出の際、説明を行った旨を記載した書類を提出することとなっております。

(2)といたしましては、「住宅宿泊事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。」ということで、義務規定となっております。ア・イ・ウ・エという四つの規定をここに示してございます。

次に、3でございますけれども、事業実施方針の届出ということでございまして、先ほ

どの2の(2)につきまして、具体的な内容、実施方法を記載した様式に記入していただきまして、届出様式として添付していただくことを義務化するというごこととさせていただきます。

4といたしまして、制限の対象となる区域及び期間ということとさせていただきます。ここが一番、市町村の皆様方に今現在、お願いしている部分とさせていただきますけれども、法第18条の規定によりまして、事業実施を制限する区域及び期間は、「別紙」のとおりとするということとさせていただきますが、「別紙」ということとさせていただきます。この中の1と4につきましては、学校や住宅のいわゆる静穏な環境の維持の観点ということとさせていただきます、その枠の下に制限方法ということとさせていただきます「全県一律規制(ただし、市町村からの申出により解除可)」と書いてさせていただきます。これが1と4とさせていただきます、その他の2から7につきましては、制限方法は市町村からの申出に基づき制限をする。という内容になってさせていただきます。具体的な内容は、またお読みいただければと思います。

次に、ページが戻りますけれども、5番とさせていただきますが、住居専用地域等における特例ということとさせていただきます、先ほどの表の中の住居専用地域、住宅団地等、別荘地等におきましては特例ということとさせていただきます、「事業に起因する騒音等を事業者等が速やかに認識できると認められる次の場合には適用しない」と書いてさせていただきます。この下の二つにつきましては適用しないということとさせていただきます。

具体的に言いますと、これは、家主と一緒に住んでいる状況ということとさせていただきます、何か問題があったとき、すぐに対応できる家主と一緒にいる場合については適用しないということとさせていただきます。

次に、6とさせていただきますけれども、長野県住宅宿泊事業評価委員会の設置ということとさせていただきます、これにつきましては規制等に関しまして市町村の皆様方から申出等をいただいて、その内容につきましては第三者でありますこの評価委員会の委員の皆様方に評価をしていただいて決定をさせていただきたいという内容とさせていただきます。

次に、7番とさせていただきますけれども、優良事業者認定制度の創設ということとさせていただきます、知事が定める基準に適合するような事業者につきましては、優良事業者と認定をさせていただきということとさせていただきます。

最後に8番とさせていただきますけれども、施行等ということとさせていただきます、平成30年6月15日に法が施行されるということとさせていただきますので、それと同時に条例も施行させていただきたいと考えております。

ただし、準備期間とさせていただきます、3月15日には既に届出の受理がはじまる状況とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

条例等の説明につきましては、以上とさせていただきます。

(小口会長)

ありがとうございました。

続きまして、熊谷観光部長さんからお願いいたします。

(熊谷観光部長)

観光部長の熊谷でございます。皆様方には観光の振興に当たりまして、大変、御協力を賜っておりまして、この場を借りて心より御礼を申し上げる次第でございます。

観光部といたしましては、健康福祉部と一緒に共管してこの条例を策定するというところで、私の方では主に市町村の皆さん、また、各種団体の皆さん、それと県民の皆さんのお声などをお聞きする中で、この条例に生かしていくというような立場で参画をさせていただいております。座って補足説明をさせていただきます。

今回の条例は、昨年6月に出来ました住宅宿泊事業法から委任されました都道府県の条例を作りなさいということで作ったわけでございますけれども、これは旅館業法の緩和法ではないのですね。旅館業法とは全く関係なく、ゼロの段階から民泊をやっているという、ある業をクリエートしていく法律でございます。その中で旅館業法や既存の法律の中で守られながら公平を保ってきた人とのバランスはどうか、都市計画法上とのバランスはどうかということが一切考慮されていないという、正に規制改革を象徴するような法律でございますので、国の方も作った後は都道府県で規制をしてくれと。ただ、規制していいのは生活環境の悪化を防止する観点だけだということでございまして、それでありながらここで悪態をつくわけではございませんけれども、「この地域は全域やってはいけませんよ」、あるいは「1日も営業してはいけない」、いわゆるゼロ日規制は認めてはいけないというような指導の中で条例を作っていくということで、大変市町村の皆さんとも頭をひねりながら、苦勞しながら作っている条例でございます。

資料10-2のところに、これは全国のタイプ別の宿泊施設の稼働率が付いてございますが、御存じのとおり、御覧いただきますと長野県の全体の稼働率が35.1パーセントということで、全国で一番稼働率が低い状況でございます。

これは長野県の場合、農業をやりながらペンションを経営したり、何か家業をやりながら旅館を経営したり、そのような特殊な事情もあろうかと思えますし、また、季節的な状況もございまして、裏面を御覧いただきますと施設数が出ておりますが、稼働率は最低ですけれども施設数は多い、日本一あるというような状況でございます。県民の皆様のお声としてはこのように稼働率が低い中で民泊、いわゆる低廉な価格で宿泊を住宅で展開するようになると、この件により旅館の経営が圧迫されるのではないかという懸念の声がたくさん寄せられております。

私どもとしましては、昨年の6月に国会で可決される前に衆参両院の国交委員会をお願いをいたしまして、このような地域の問題を働き掛けたわけございまして、昨年の6月、法が可決した段階では、既存の旅館・ホテル等の経営に配慮すべきという附帯決議を付けてもらったわけでございます。ただ、法はそこは考慮せずにスタートしている現状でございます。

本県の姿勢といたしましては、市町村の皆さんにアンケートをお取りしますと、推進し

たいという市町村もございますし、非常に慎重に扱いたいというところと約半々でございます。そのような中で、非常に難しい組立ての条例になっておりますけれども、学校の区域と住宅区域は、県の姿勢として月曜日から金曜日までは営業を控えてもらおうではないか、それ以外それに準ずる地域については、市町村の皆さんの申出があれば、その地域の規制については検討していこうと、このような組立てにさせていただいております。

全体的に、では民泊とどのように付き合っていくのかということに最後に触れさせていただきますけれども、やはり本県としては、何せ今まで経験したことがない民泊でございますので、これから状況をよく見ながら、県民の皆さんの生活を悪化させることが無いようにしっかり見守っていくと同時に、民泊という世界標準の、ある意味で宿泊のバリエーションが増えてくるわけでございますし、長野県の観光地づくりに資する面もございます。特にホームステイ型などは、家庭的な雰囲気を通して日本の文化を伝え合うという大変プラスの意味もありますし、また、宿泊施設がなかった市町村におきましては、いろいろな展開ができる可能性があるということでございますので、このバランスを取りながらやっていきたいと思っております。

最後に、観光部といたしましては、このように稼働率が低いということは裏を返せば、まだ宿泊のキャパがたくさんある県であるということでもありますので、2020年東京オリパラなども見据えながら、もっと稼働させてもいいキャパがある観光施設、宿泊施設を積極的に稼働させるように努力するとともに、施設の老朽化や後継者不足が目の前に迫っている施設もございますので、このようなものに対してリニューアルの促進や事業継承などに新年度から積極的に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、こちらについて質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(牧野飯田市長)

今、お話があった民泊の話は、全国市長会でも非常に心配されているものでして、部長さんからのお話があった以外に、そもそもこれまでやってきた都市計画と合致しない考え方で、住専の地域いきなりそのようなものが出来てしまって本当にいいのかなど、そもそも論も出ています。そのようなところの状況を見ると、その地域の皆さんがやっているというよりは、地域外あるいは外国人の方がそのような施設を経営されているということで、近隣の皆さん方が非常に心配されるような事例が報告されていたりします。このように言うてはどうかとも思いますけれども、今まで積み上げてきたものとは違った考え方でやられている。

われわれの県内でもやっております農家民泊のような考え方も全く相いれない形でス

タートしてしまっているのですね。そのようなことを含めて、かなり課題が多いというのが実態ではないかなと思います。

ですから、そこはやはりきちんと課題を抽出して、それに対しての周知をやっておかなければ、始まってみて、結局「こんなはずじゃなかった」ということになりかねない、そのようなリスクが非常に大きいのではないかということが、全国市長会での共通の認識でありますので、ぜひ、長野県におかれましても、特に注意をしてやっていただきたいということを申し上げておきます。

(熊谷観光部長)

そうですね、御指摘いただきまして、正にそのとおりだと思います。

国に聞いてみますと、先行して東京の大田区が特区で民泊を始めている。その状況を踏まえながら今回の法律を作ったというのですけれども、大田区では特に問題が出ていないので同じような仕組みでいだろうと言っているのですが、実は、大田区は今回、条例を作ったところ、住居専用地域、工業地域、工業専用の地域は一切認めないというような厳しい条例を作ってまいりまして、それはどのようなことかということ、特区でやってみたらいろいろな問題があったと。エレベーターの中でタバコを吸ってポイ捨てをする、ごみを窓から投げる、そのような問題があるというようなことでありまして、今回の法律を読みますと、民泊がどのぐらいの加害の度合いを出してしまうのか、いわゆる悪化の状況を醸し出すのかということが考慮されていないまま作られている法律でもございますので、今回、やってみなければ分からない部分もございますけれども、最大限、不動産業界、いわゆる推進したい皆さんには申し訳ないですが、少し規制を厳しめのところから入っていきますということで御説明をしてございますし、取り締まりサイド、これから保健所だけでは十分にできない部分もあろうかと思っておりますけれども、市町村の皆さんと連絡を取り合いながら状況を的確に把握して共有していくと、そのようなことが重要ではないかなと考えております。御指摘の点は、十分に生かして運用してまいりたいと思います。

(小口会長)

はい、ありがとうございます。その他にございますか。

(牛越大町市長)

はい、2点ほど教えていただきたいのですが、一つは、県はともかくこの法律の18条の規定によって実施を制限する区域・期間を条例化したということなのですが、同じように、この法律によって市町村、基礎自治体に対して委任する、あるいは独自の条例を制定することについてはどのような分野が可能なのか、県の条例を上回るような規制が可能かどうか、県内でも県の条例の制定に合わせていろいろな動きが出ていると聞いておりますが、その点をまず教えていただきたいと。

もう1点は、7番に最初の説明がありました優良事業者認定制度の創設なのですが、これは法律の規定の委任を受けての県の独自の施策だと思うのですが、そのときにまず、届出制度ですから、一定の基準を満たしたものを受理する、これが前提となりながら、しかし、知事が定める基準に適合する事業者を優良事業者として認定する、これは、どのような関係になるのでしょうか。一定の基準を満たしているから受理される、その上に立って、なぜ認定制度が必要か、その趣旨について教えていただければと思います。お願いします。

(熊谷観光部長)

2点、御質問をいただきました。

まず、1点目でございますけれども、通常の権限移譲的なものは可能ではあるのですが、現段階では想定しておりません。

それと、条例を作ってそれを明らかにしていく県の規則は作りますけれども、市町村の条例や規則に委任するということは、この県の条例上では出てまいりませんので、その点はないとお考えいただければいいと思います。

条例は、法律で委任されているものでございますので、自治法に基づきますことが大原則でございますけれども、法の委任の範囲で作ることですので、規制は必ずこれは1点なのですが、「生活の悪化の防止」という観点しかできませんので、その範囲を超えてはできないということ。

もう一つ、国が罰則や取り締まりや停止命令を定めておりますけれども、それを上回るもっと厳しいような定めはできない形になっております。

それと2点目でございますけれども、優良事業者とはどのようなものかということで、この資料はあまり丁寧に書いてなくて不親切だったと思いますが、県では民泊の方が自宅あるいは管理事業がやるといっても、やはり地域との融合というものが特に地方にとっては重要ではないか。東京の場合でしたら、マンションの一室を使ってやってしまったり、顔が見えないお隣にいきなり外国人が来るというようなことは、それほどインパクトが強いことではありませんけれども、地方においてはコミュニティを維持しながらやる、あるいは地域の旅館業、宿泊業の皆さんとの連携を図りながらやることが重要でありますので、ここでは営業をする中で項目を設けまして、地域の旅館組合などの組織に加入をしたり、災害、火災等が生じた場合の損害保険に加入したり、地域の皆さんとの対話を進めたり、このようなものを条例上に明記いたしまして、いわゆる規制しているもの以上のこと、そのような地域との結びつき又は宿泊者の安全を守るような行いを4点ほど挙げてございますけれども、そのような者を優良事業者と認定して公表していくという前向きな規定になっております。

(牛越大町市長)

ありがとうございました。

前段のことで、まず、市町村の条例については、県の条例の委任を受けて行うわけではないということは分かりました。国の法律の中で、罰則のようなものは別として、それ以外の分野の規制、制限は法律の範囲内で行えるということによろしいですね。

(熊谷観光部長)

県条例としては、そのとおりです。

(牛越大町市長)

それで、この条例の所管は、先ほど説明いただいたように食品・生活衛生課、清澤課長さんのところの所管でいらっしゃるんですね。今後、市が条例あるいは様々な規定を考えるときに御相談申し上げるのは、食品・生活衛生課でよろしいということでしょうか。

(清澤食品・生活衛生課長)

はい、そういうことでございます。

(牛越大町市長)

はい、ありがとうございました。

(小口会長)

よろしいですか。

はい、その他にいかがですか。

特になければ、説明を受けて大体分かったということによろしいでしょうか。

分かるまでやると夕方になりそうなので、とりあえず理解はできたということで決したいと思います。

(熊谷観光部長)

県も去年6月に法律を可決して、ガイドラインをしきりに出すと言って、9月が10月に延び、10月が11月に延び、出たのが12月26日ということで、他の県などは民泊の所管課まで決まっていないので、当面、条例を作ることを延期しますというようなところもあるのですね。

ですけれども、私どもは、県民の皆様の心配を取り除くために急いで作ったのですが、市町村の皆さんにとってはこれから自分の区域をどのように考えようか、先ほどの表がございしますが、どのように区域を考えていくかということと2月21日まで担当課の皆さんと、今、お話を始めておりますので、「本当に不安なところは、どんどん言ってきてくださいね。私たちも出掛けて行きます。」というような対応をしておりますので、ぜひ積極的に御相談

をいただければと思います。

ただ、やはり地域の合意が必要になってまいりますので、いろいろなステップを考える際には、市議会のみならず、その前提として区長会などにもお話をしてお話をして相談したり、各種団体の皆さんと御相談しながらというような手続きをお取りいただくことをお勧めしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(小口会長)

はい、よろしいでしょうか。

それでは、とりあえず説明を受けたということでしたら承したいと思います。ありがとうございました。

ウ 信州デスティネーションキャンペーンの総括とアフターデスティネーション キャンペーンの展開について

(小口会長)

次に、ウでございます。「信州デスティネーションキャンペーンの総括とアフターデスティネーションキャンペーンの展開について」でございます。

引き続き熊谷観光部長さんからお願いいたします。

(熊谷観光部長)

改めまして観光部長の熊谷でございます。

昨年のデスティネーションキャンペーン、その前の年のプレDCからはじまりまして、皆様方には、大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

7年前に行いましたDCと同じように、今回は3か年にわたって、今年はアフターDCということでお願いを申し上げますので、この御説明させていただく機会を与えられましたので、資料に従って御説明させていただきます。

資料11でございますけれども、まず総括が1枚目に付いてございます。一番上に書いてございますけれども、昨年7月1日から9月30日にかけて実施させていただきました信州DCは、残念ながら天候不順等の影響を受けまして、強気の目標、前年比10パーセント増の宿泊を目標といたしましたけれども達成できませんでしたが、御柱がありました平成28年とほぼ同じレベルの数字でございますけれども、JRグループ並びに県民・市町村の皆さんの熱烈な取組みをいただきまして、今後の観光地域づくりに向けました県全体の機運の醸成ができたのではないかなと思います。

左上にございますけれども、いろいろな環境変化が明らかになってきました。やはり、団体客がなくなって、ここの数字にもございますように、少し小さい字で申し訳ありませんが、平成27年は個人客が85.4パーセントなのですね。これに伴いまして、旅を「どこに行こうかなあ」と探すのもインターネット、SNSなどが中心になっておりますし、食

文化を私のように郷土料理を楽しみにということも、もう首都圏でかなり食べられるようになっておりますので、食文化も多様化しているような厳しい状況でございまして、特に長野県には食を目的では来ないという県の方に入ってしまったてございまして、これを何とかしていかなければいけないということでございます。

DC期間中の延べ宿泊者数の実態は、御覧のとおりでございます。99.9パーセント、前年比でございます。

右上の方のDCの今回の成果でございますけれども、やはり各地域で本当にいろいろなイベントや「手を振ろう！運動」をやっていただきまして、県民挙げてのおもてなし機運が醸成できたのではないかと思います。

また、周遊型バスツアーなどを活用していただきまして、地域の広域的な価値つなぎ・価値磨きなどが徐々に始まっている、このようなことが素晴らしい内容ではなかったかなと思います。

また、4点目に書いてありますが、「信州ナビ」、交通アプリでございますが、また「多言語コールセンター」、電話を掛けると通訳をしてくれるというようなシステムも導入をさせていただきますまして、観光客の利便性を高めるような情報環境の整備もできました。

ただ、その下にございますが、今回のDCを通じて見えてきた課題は、夏でございましたけれども、やはり信州は自然環境に頼りがちな観光であったなということでございまして、天候に左右されないコンテンツの磨き上げ、このようなことが重要になってくるのではないかなと思います。

それと2点目にありますが、信州は本当に個人が一生懸命にいろいろな観光事業をなさっておるのですが、隣にいても、また、同じ村にいてもどのような観光素材があるのか県民自身が知らないということでございまして、一目でわかる情報発信の工夫、このようなことをしていかなければいけない。裏返せば、今ある観光素材をまとめて発信すれば大きな観光ブランドになってくるのではないかなという期待もあるわけでございます。

これを3点目にありますように、個人客の増加に伴いまして、デジタルプロモーション、いわゆる紙媒体からウェブ媒体に変えていく、このようなことが必要ではないかなと考えておる次第でございます。

2枚目を御覧いただきまして、それでは今年のアフターDCは何をやるのかということでございます。

キャッチフレーズ・コンセプトが左上に書いてございますが、これは継続させていただきますまして、右のようにJR様と連携しました宣伝PRを金額的な規模は小さくなりますけれども、大々的に7月から9月にかけて、事前の5月、6月からもやってまいります、強力でPRをしてまいりたいと思います。

主に重点を置きたいことは、その下に並んでおります4点でございます。

天候に左右されない観光コンテンツの充実ということでございまして、実は「体験メニューの開発」とありますけれども、今日から全市町村の皆さんに参加いただきまして、ア

ソビューやじゃらん、このような会社の皆さんに来ていただいて、コンテンツ作りをどのようにやるのか、雨に負けない強い体験メニューをどのように作るのかということ、本日から研修会を既に始めさせていただいております。

②にありますように、食を目的とした信州の旅、このようなものを創出したいということで、これからいろいろなカテゴリー、例えば朝食の美味しい店や農家レストラン、絶景が見えるレストラン・カフェ、古民家を改修したおしゃれなカフェ、学べる健康食など、いろいろなカテゴリーでガイドブックなどを作成したり、ウェブに載せていきたいと思っております。これらをセットとして宿泊プランとしてこれから宿泊予約サイトに掲載させていくというようなこともやっていきたいと思っております。

真ん中にネット予約機能の充実・情報発信力の強化がございまして、正にデジタルプロモーション、ドローンなどによりますますインパクトある映像をフックといたしまして予約サイトに誘導していく。

予約サイトは②にございましてけれども、アソビューやじゃらん、楽天、るるぶ、それから海外のオンライントラベルエージェント、このようなものにもつなげてまいりたいと思っておりますし、③にございましてようにインスタ映えというように、今、インスタグラムが徐々に伸びてまいりましたので「#信州DC」ということで口コミの発信を増やしたいと考えております。

右の方に目を転じていただきますと二次交通の充実ということで、引き続き昨年より金額を少し増やしまして、着地型周遊バスツアーの運行をやりたいと思っております。

前は、駅、いわゆる新幹線やあずさを降りた後というようなところからバスツアーを組んでいただいておりますけれども、これに加えて、宿泊施設を起点といたしましたバスツアー、あるいは県外の国際空港から入ってくるバスツアー、このようなものも予定しております。また研修会を開きますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますし、最近、外国人の皆さんがレンタカーで入ってくるケースもあります。今、ネクスコ東日本・中日本が共同いたしました、定額で1週間、2週間乗り放題のキャンペーンを実施しておりますので、このようなものも十分に活用してまいりたいと思っております。

最後に右下でございましてけれども、何よりも県民の皆さんの参加と御協力が重要でございます。各地域で独自のおもてなしイベント、地域振興局を中心に、また、関係団体の皆さん独自にいろいろなイベントの企画をしていただきたいと思います。

また、昨年、好評でございました「手を振ろう！運動」や声掛け運動、このようなものもYouTube等で動画として全国に発信してまいりたいと考えております。ぜひとも各市の皆さんのイニシアチブで各地域のおもてなしの波を起こしていただきたいと思います。各市町村の皆さんには御負担いただいておりますけれども、その数倍にも効果が出ますように頑張りたいと思っておりますので、本年もどうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。こちらについて質問・御意見がございましたらお願いいたします。

(三木須坂市長)

幾つかお願いとお礼を申し上げたいと思います。

まず、アフターデスティネーションの関係なのですけれども、この左上のキャッチフレーズの「信州で人生が変わる」というのは「非常にいい」ということを聞いておりますので、これはとてもインパクトがあったなと思います。

それから体験メニュー等を見ますと、非常にこれからの時代を担う観光の柱となるので、様々な工夫をされている、今までの企画とは違った観点からやってもらうことは、大変有り難く思います。

一つ、それで提案なのですけれども、真ん中に「ネット予約機能の充実・情報発信力の強化」がありますが、②のところにアソビューやじゃらんや楽天がありまして、これも素晴らしいところなのですが、もう一つ、東京の方へ行くと、首都圏のオズマガジン、御承知だと思いますけれども、広告が少なく写真などがとてもきれいなところなのです。あれは総合的に雑誌だけではなくてネットともやっていますし、購入される方が女性のかなりレベルの高い方なので、オズマガジンとも連携されるといいのではないかと。若い女性は、ほとんどがオズマガジンを知っているのです。ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、着地型周遊バスツアーやドライブキャンペーンもまた素晴らしいのですが、お願いが二つありまして、これからは広域の観光のネットワークが重要だと思うのですが、広域のネットワーク作りはなかなか市町村だけではできないもので、県でネットワークづくりをしてもらいたい。それは市町村も協力したい。できれば、例えば長野広域プラス北信や東信なども含めた広い意味のこと、それから県境を越えたようなものも考えてもらえれば有り難く思います。

それからそうなった場合、県でいろいろなことをやる際、他との均衡、バランスを考えて、その地域だけやると何か言われるのではないかとということで消極的になってしまう面もあるのですが、一つのところなり各地域が良くなれば全体的なプラスになりますので、少し飛びぬけたところがあったとしても、そのようなことも取り入れてやってもらえればいいかなと思います。

繰り返しになりますけれども、広域観光ネットワークと、飛び抜けたところなども支援することをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

(熊谷観光部長)

はい、ありがとうございました。3点いただきました。

オズマガジンさんなどは、銀座での発信、銀座 NAGANO ともかなり連携してやっておりますので、また引き続き御協力いただけるように声を掛けてみたいと思いますし、本当に海外でのオンライントラベルエージェントなどともダイレクトにやっていたいかなければいけないと思っておりますので、また市長さん方はいろいろなおつながりがあるかと思っておりますので、ぜひ効果的なものを御推薦いただければ私どもも広げてまいりたいと思っております。

2点目の広域観光ネットワーク作りでございます。今日、この場では資料を用意してないのですが、新年度から県の5か年計画が始まりますが、それに合わせまして、県としては観光戦略を作ろうということで、今、検討している最中でございます。5か年計画に合わせて5年間の目標を立てていこうと思っております。

重要ないろいろな柱がございますけれども、検討しておりますことはやはり県の観光機構の民間的な活動能力、また、専門性をより高めていこうと。しかも、県の観光部と共同して進めていこうというようなことございまして、今、考えておりますことは4月からフロアも一緒にして共同でやっていこうと思っておりますので、より迅速・機動的に広域、いわゆる市町村域、また圏域を越えたネットワーク、販促の違いなどもございますので、県の真ん中にそのようなものを据えてやっていきたいと思っております。

また、3点目の御指摘にありましたやる気のあるところを支援するというようなことは、正にそのとおりでございます。これからはDMO、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションやカンパニー、このようなものを広域的に形成していく必要があると確信しておりますので、新年度からは観光機構、それと県の観光戦略推進本部が中心になりまして、やる気のある広域的なつながりで魅力ある観光ストーリーを伝えていく地域、このようなところを積極的に応援してまいりたいと思っておりますので、ぜひ皆様方からも御提案いただければと思います。

(小口会長)

ありがとうございました。

その他にいかがでしょう。

(牛越大町市長)

熊谷部長さんの御説明で本当に有り難いと思うことは、このデスティネーションキャンペーンをやった総括について、私どもは県の大変な御支援をいただき、去年の6月4日から7月30日まで57日間、国際芸術祭を開催したのですが、例えば「観光を取り巻く環境変化」というところに書いてありますように個人旅行者85パーセント、あるいはSNSなどの普及、また食文化の多様性、これを自分たちで実際に芸術祭をやってみたら、お客様は正にこのとおりだったのですね。このペーパーを見てみると、うちの芸術祭の総括と全

く同じだと思うぐらい本当に同じ体験をさせていただきました。

その中で、やはりこれからどのように展開するかということ言えば、やはり情報発信の工夫の中でも、実際に来てみた人たちが自らの体験をインスタグラム、あるいはブログなどで積極的に発信する。それでまた新しいお客様を迎えるきっかけにもなりますし、その後は、例えば立山黒部アルペンルートを中心に相当のお客様が来ているのですが、芸術祭では特に20代から40代までの若い世代の女性の二人連れあるいは男女のカップルがたくさん目についたので、そこに新しい長野県の魅力を訴えかける、そのような工夫が必要だなと本当に考えたところでございます。

そして、もう一つは、やはり二次交通で、車でみえる皆さんも結構多かったのですが、列車でみえて自分のスケジュールの中で楽しんでいく、そのような需要に対する対応が重要だなと感じました。

一つだけ御質問なのですが、ここには直接無いのですが、ツアーバスの運行規制、距離規制がまだ全然解けないのですけれども、これについての県のお取り組み、あるいは方向性、見通しが分かりましたら教えていただきたいのです。やはり、相当大きなダメージになっています。

(熊谷観光部長)

はい、ありがとうございます。

ツアーバスには県としましてもかなり大きなお金を入れて、今年度まで3年間やってまいりました。お約束として、県のお金を入れている間はいいけれども、県のお金がなくなったら終わりというようなことがないように、エントリーさせていただいたバスツアーや事業者の皆さんには、それで実証して試行して需要予測をして、それでできるだけ自立の方向に展開してくださいというお約束でやってまいりました。

ですので、本当にパッとお聞きになると冷たいような感じがするのですが、これからは企画型の周遊バスツアーに切り替えるといいますか、観光部としてもそれで存続を図っているようなところがございます、ツアーバスの皆さんからお声を聞きますと、非常にいろいろなルートの設定、試行ができたということでございます、今、本当に事業者の皆さんはインバウンドを意識されて、長野県内の業者だけでなく県外の業者の皆さんも、「成田―白馬」、「横浜―松本・上高地」などの新たなルートを独自で切り開かれている面もみられますので、今度は域内とを結んでいただいて結構なのですが、着地型周遊バスツアーで試行していただきたいというような方向でお考えいただければと思っております。ありがとうございます。

(牛越大町市長)

私どもの地域でも、大町市独自あるいは近隣の町村とも連携しながら北九州方面の旅行エージェントやバス会社に対し、いわゆる企画商品、ツアー商品を作ってもらうための助

成金を相当上乘せしてやってきているのですが、単独の市町村ではやはり息切れがしますので、県においても効果的な内容についてはまた御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

(小口会長)

その他にいかがでしょうか。

よろしいですかね。

はい、それでは、説明を受けて理解を深めたということで、どうもありがとうございました。

(熊谷観光部長)

どうもありがとうございました。

エ 企業誘致等の取組について

(小口会長)

次に、エ「企業誘致等の取組について」を議題といたします。

渡辺産業立地・経営支援課長さんから説明をお願いいたします。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

県の産業立地・経営支援課長の渡辺でございます。本来なら土屋産業労働部長が出席して御説明するところでしたが、予算査定の関係で私から恐縮ですが説明させていただきます。

本日のテーマは、企業誘致ということで、日頃から市町村の皆様には大変、お世話になっているところでございます。

29年度の実績でございますが、29年度上半期の立地動向調査は22件でございます。これは、全国6位という数字にもなっております。

あと、上期に引き続き下期につきましても20件を超えるということで、リーマン・ショック前を上回る数字になるのではないかとということで、引き続き頑張っていきたいというところでございます。

最初に、独自の取組みというようなお話も頂戴したところなのですが、大きく県が今まで取り組んできております取組み、この2のところでございます。大きく三つございます。

考え方としては、まずは最も大事な掘り起こしの部分、いかに優位性をPRして呼び込んでくるかということで、その四角の中にネットワークを有する者をお願いをして、そこから切り込んでいく、それからターゲットを定めるということで、例えば帝国データバンクや大手シンクタンクの企業情報などを活用してターゲットを定めていく、また、トップセールスというようなところ。

それから、二つ目が立地場所の掘り起こしということで、企業からの立地の御要望にいかにかに迅速に応えるかということでございます。こちらにつきましては、この四角の中のホームページ等に、これも市町村の皆様大変に協力をいただきながら、空き団地だったり空き工場、空き跡地などを含めてホームページにPRをしているところでございます。

また、特に最近では、動きのありましたICT企業の関係につきましては、市町村の皆様の方で具体的な立地可能箇所、これをわれわれが皆様とお話をする中で見える化をして、実際に「こういう用地があるよ」「こういう所があるよ」というような提案型の売り込みなどについても来年度以降は考えていきたいと考えてございます。

それから(3)のところでは、インセンティブの関係でございますが、ものづくり産業の応援条例ということで、助成金やICTの助成金、課税免除、それから今年度からは地域未来投資促進法を活用しました投資促進の課税免除等も始まっているところでございます。このものづくり応援条例の関係につきましては、期限が今年度末ということでございますが、現在、現行のものを延長する予定をしております。

しかしながら、実際には「しあわせ信州創造プラン」が現在策定中でございますが、こちらの中身をしっかり反映すること、それからまた、県、市町村、各地域に必要な業種やどのような分野を誘致したいのか、このようところでターゲットの選定など戦略的な企業誘致も必要と考えているところでございます。

このようなプランの実践や実現、戦略的な企業誘致を進める上で、このような助成金等の誘致ツールにつきましても、より効果的なものになりますよう、来年度はまた見直しを進めたいと考えているところでございます。

市町村の皆様には、これまでも誘致に当たり、大変お世話になっているところでございます。情報共有、意見交換を図りながら私たちもしっかりと力を入れてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は、以上です。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

今、説明いただきました中身について質問・御意見がありましたらお願いいたします。

(三木須坂市長)

渡辺課長、分かりやすい説明を短時間でありがとうございました。

一つお願いがあるのですが、(2)の立地場所の掘り起こしなのですが、実際は御承知のとおり、農振等の規制がありますので、企業が来たいと思ってもできないのが実情なのです。今度、県全域で地域未来投資促進法の基本計画が同意されましたので、また農政部と連携して、できるだけ問題のないところは規制の緩和について県が一体となってやってもらいたいと思います。農政部と産業労働部が連携して、掘り起こしというよりも

立地場所の確保をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。一つは規制の農政の部分もございますけれども、実際に産業振興ということで、どうしても引かなければいけないところとそうでないところといろいろございますので、そのところは、案件によってはわれわれ建設部の都市・まちづくり課や農業政策課と連携しながら進めておりますので、このような未来投資の関係も出てきてございますので、しっかりそのような対応をしてみたいと思っております。

(宮澤安曇野市長)

三木市長さんから話がありましたように、やはり農地の転用が非常に難しい中で、今回、地域未来投資促進法が成立したので、多少は今までよりも岩盤規制に穴が空いたかなという思いはあります。

一つの悩みは、実は人手不足、労働力不足で企業を拡張しても、果たして長野県なら長野県、あるいは私ども安曇野市なら安曇野市でその人員確保が大丈夫かという話をよく聞くのですけれども、これは国で人口政策を図ってやらなければいけない。今日の新聞では長野県も1万人ぐらい人口が減ってしまっていて、労働力確保が大きな課題だなと捉えております。

それから本社の移転、これは非常に心強いことなのですが、なかなか本社移転が進んでいない。いろいろお話を聞くと、やはり人材の確保の面や金融の面、あるいは公共交通網のあり方等を含めて、大都会の方がより利便性がある商売が成り立つというようなことで、なかなか長野県の立地は難しいなど。特に中信地域は、松本市さんなどは医療関係で盛んに健康寿命延伸都市を掲げてやっているのですけれども、私どももここに掲げてあるような課題を取り入れながらしっかりと企業立地を図っているところなのですが、条件的なものが合わないというか厳しいものがあるという理解ですが、これら労働力の確保について、よそから積極的に転入をして来ていただけるような状況が生まれればいいのですけれども、その辺りで少し躊躇しているのが実態であるのですが、何か考え方はございますでしょうか。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

ありがとうございます。

労働力確保の関係は、正に今、企業立地の関係は現在、全国6位ということで好調ではあるのですけれども、逆に、立地していただくと新しい企業に来ていただいたりした場合に、やはりどうしてもその地域での労働力の確保の問題が非常に課題になっているという

ことは、私どもも承知しているところでございます。

このような中で、やはり産業労働部の中では労働部ということで労働雇用課と一体になりまして、まず、いかに例えば学生さんを戻して来るのか、それから外部の方も、例えばプロフェッショナル人材やU I J ターンの補助金などを活用して、今後、首都圏等ですっきりとそのようなPRをして、また、逆に働き場所があるということもPRさせていただきながら、非常にありきたりの御返答で大変恐縮なのですけれども、県もしっかりとこのところは今は最も大きな課題だということを認識してございますので、取り組ませていただきたいと思いますのでございます。

以上でございます。

(母袋上田市市長)

今の労働力についてですけれども、例えば、わが上田市においても100人規模で三つも四つも設備投資しながら雇用増を図りたいので人を何とかよろしくと市に言われるわけですね。市に言われてもなかなかそれほど簡単にいく話ではない、そのような中で企業誘致を一方でどのようにするのだと、今の話のような悩みが正直言って出てきているのですよ。そのような意味では非常にナーバスな部分がある。

当然、よく言われる女性の力、さらに高齢者にもっともっと働いてもらって新戦力とする、でも、これもいずれ限界が来る。従って、次は当然外国人のマンパワーをどのように活用するかという考えが出てくる。ところが、国においてはかなり外国人の門戸開放についてはクローズドスタンス、他の先進国に比べて、ということですね。

景気の動向によって外国人の活用もいろいろな意見が出てきてしまうのですけれども、企業にとってはせっかくリーマンショックの後、十数年かけて今の状況が作り上げられてきた、このチャンスをやはり失いたくないというのは当然のことであって、われわれだって、そのために何ができるかということを考えているわけですね。

そのようなわけで二つ提案なのですけれども、一つはやはり労働力のある都市部から人を連れてくることについて工夫を凝らしていただきたい。いろいろな方法があると思う。

二つには、外国人の活用ということについて、実は県内では飯田市と上田市だけが全国の二十数都市で構成する「外国人集住都市会議」に加入しています。そこでいつも課題になることは、外国人は技能実習生だけでなく、単純な作業をする外国人に対してもっと開放すべきで、難民受け入れ拡大に対する基本法を国はもう作るべきだと前から言っているのですが、国は動かない。景気が悪かったから、多分そのようなことだったと思います。これはこれで理解できるのです。

このようなときになってくると、ではどのようにするのかと、労働力という視点で。これは、真剣にやはり考えるべきだと思いますので、例えば、県の立場から国に対して、このような課題があるという声を上げてほしいのですね、法務局をはじめ当局に対して。そのようなことをしなければ、一部の外国人しか、結局呼べないということになってしまい

ますので、微妙な部分もありますけれども、ぜひ、その辺りは国には計画的に開放に向けた取組をしてもらい、経済が循環するよう御努力をいただきたい、この2点について申し上げておきたいと思います。

(渡辺産業立地・経営支援課長)

ありがとうございます。

2点の御提案のまず1点目の労働力の関係で、都市部から連れてくることは正におっしゃる通りで、われわれが本当に中での取り合いのようなことが一番困る話ですので、そのようなところは先ほど一部申し上げましたけれども、取組みは、来年度、これでまた予算の中でも新規事業等が出てまいります。そのようなところをしっかりと進めさせていただいて、市町村の皆様とも連携をしながらと考えてございます。

二つ目の外国人の関係でございますが、県の労働部門でも、外国人活用のあり方についての検討会等でこれまで検討をしてきたところでございます。内容等を私も全てを詳しく承知はしていないのですが、規制緩和の関係などで国へ働き掛けていくべきことも当然出てくるかと思えます。

今、母袋市長からお話があった点、このようなことも実際に本当に地域で起きている声だと承知したところでございます。このようなことを雇用部局でもしっかりと話をして、今の声もお伝えさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

(小口会長)

はい、その他にございますか。

よろしいですか。

では、現況の説明を受けたということで決したいと思えます。どうもありがとうございました。

オ 平成30年度からの森林づくり県民税による里山整備等について

(小口会長)

施策説明の最後のテーマになりますが、オの「平成30年度からの森林づくり県民税による里山整備等について」を、山崎林務部長からよろしく申し上げます。

(山崎林務部長)

はい、資料13に基づきまして、来年度からの森林づくり県民税の概要につきまして御説明いたします。林務部長、山崎明です。どうぞよろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

まず、多くの首長さんから様々な御意見をいただきました。また、それに併せて今回、

用途を拡大いたしますとともに、できるだけ使いやすいような改善をいたしました。そのような中で、11月の県議会において継続が承認されたところでございます。

来年度、取り組んでいく大きな方向性としては、4点ございます。

1点目は引き続き防災・減災の観点をしっかりと科学的な知見を踏まえて、里山の整備を進めていきたいということ。

2点目とすると、森と人、森と地域とのつながりがかなり途絶えてきている中で、住民協働による里山の整備を支援する仕組みを入れまして、できる限り地域の中で森が使われるような環境を促進してまいりたいということでございます。

3点目としては森林整備や多面的利活用、また、そのような取組みをできる人材の育成あるいは教育、観光等の面から、森林の多面的な利活用を推進していくような取組みを望んでございます。

さらには、地域の実情に密接した市町村の役割が極めて重要だという認識の下で、推進支援金を継続するとともに、市町村向けの補助事業、補助制度を充実したところでございます。個別の内容につきましては、2ページの上段のところにあるとおりでございます。

1点、防災・減災という部分、これは左側の列でございますが、この中には今回から河畔林の整備を追加してございます。

また、その隣の列にございますように、県民協働による里山の整備・利用という仕組みを新たに追加してございます。

また、更に右にありますように、自然教育等の推進や観光等の推進、さらには未利用木材資源の利活用等の支援措置を追加したところでございます。

すでに1月に各市町村の御担当の皆さんには、それぞれの会議で説明を行っているところでございますが、主な里山整備等の取組みの考え方につきましては、下段にある資料を御覧いただければと思います。

県では、航空レーザ測量を通じまして森林の危険箇所、優先箇所を、ある程度把握をしております。そのようなデータを市町村にお示ししながら、真ん中の防災・減災のための里山整備を進めてまいりたいと考えております。

また、河畔林につきましては、左側の下段にありますように、市町村管理河川の河川区域及び河畔林の整備の支援の仕組みを追加してございます。

また、新たな取組みとして、先ほど来申していますように、一番右側にございますような県民協働による里山の整備・利用ということで、県の森林づくり条例の中に里山整備利用地域制度というものがございます。これは、市町村長からの申出に基づいて知事が認定する仕組みでございまして、この仕組みを利用しながら多様な取組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、次の3ページの上段を御覧いただければと思います

森林の利活用の面でいけば、単に木材生産だけではなくて、教育、観光、福祉等多様な分野での取組みが期待されます。

今回は、この地域を設定した中で右側の図にありますように、単なる森林整備だけではなくて、歩道の整備や植樹あるいは間伐以外の施業についても支援対象としてまいりたいと考えております。

その下段のところの四角の中にございますように、具体的には地域協議会を立ち上げていく取組み、あるいは境界を明確化したり集約化する取組み、さらには、例えば林の中で薪の生産等を地域ぐるみで行っていく場合に、その資機材等の導入の支援等も考えております。

また、森林整備・路網整備、搬出間伐等も予定しておりますので、このような取組みを通じて、できる限り地域と森との関係性を再生したというのが大きな狙いでございます。

また、松くい虫被害が非常に急務な地域にあつては、下段にございますように、既存の国庫補助事業等と連携しパッケージングを図りながら、その中で具体的な被害木の処理も、今回、この地域の中では想定しているものでございます。

さらには、次の最後のページになりますが、特に市町村が主体となって取り組めるメニューといたしましては、例えば自然教育と、後段でいきますと学校林等利活用促進事業で、学校林はもう非常に大きくなって真っ暗で子どもたちが入れないような状況が多々ございます。そのようなものを再整備するような支援措置を新たに設けてございます。

また、右側にありますように、地消地産による木の香る暮らしづくり事業といたしまして、子どもの居場所となるような施設の木質化、あるいはそのような施設におもちゃを配布していくような事業を今回はメニューとして入れ込んでございます。

それから、下段の観光等の推進という部分でいきますと、左側の上段の市街地のまちなかに小規模な緑地を作っていくような取組みについても新たなメニューを追加してございます。

また、真ん中のところに観光地の魅力向上森林景観整備事業として、沿道の景観やビューポイントの整備ができるような支援措置を追加してございます。

さらには、その隣に行きまして、森林セラピー地域となっている森林になかなか整備資本がなかった中で、そのような森林、あるいはちょっとした施設整備に対しても支援措置を加えるとともに、その中の人材育成に対しても支援するような形としております。

さらにその上段では、県産材を使った公共サインをしっかりとこれからは統一的に図っていきたいと考えています。まず、来年度はその基準作りをしながら、その上で市町村の御希望をお聞きして、合意したものを配備できるような格好を取っていきたいと考えているところでございます。

森林税につきましては以上なのですが、1点だけ、資料にはございませんけれども少し触れておきたい部分といたしまして、国の森林環境税が決まりまして地方譲与税という形で、平成31年4月から私有林の人工林面積、あるいは人口、それから林業従事者数を基に各市町村に具体的なそのお金が譲与税という形で配分されることが決まったところでございます。

国では、3月末までに用途についてのガイドラインを定めることとしておりまして、今後、情報を把握し次第お伝えいたしますとともに、県の森林税との分担のあり方、あるいは市町村の事務負担の軽減のための体制や仕組み作り等について御相談する機会を今後作ってまいりたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

なお、この森林環境税は、森林がなければ都市部の市町村にも人口ということでかなり大きな金額がいくことが想定されております。その場合、姉妹提携市町村等の森林整備や体験学習等のメニューもできるという話になっていきますので、そのような姉妹提携先の市町村との早目のアプローチも今後は重要だと考えておりますので、あらかじめ情報を提供させていただきます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(小口会長)

はい、ただ今の説明に対しまして質問等がございましたらお願ひいたします。

(三木須坂市長)

山崎部長、非常に分かりやすい説明をありがとうございました。

それと、今までお願ひしてきました幅広い用途の拡大、使いやすさに考慮していただきましてありがとうございました。

何よりもこの資料はとても具体的なものですから、今度、市民に話すときに、この資料を基に説明しますと非常にいろいろなアイデアが出て来ると思います。素晴らしい資料をありがとうございました。

以上です。

(小口会長)

はい。他にありますか。

(牧野飯田市長)

最後の国の森林環境税の話で、人口割が30パーセントと随分高くなってしまったものですから、かなりの額が都市部にいきます。それがどのように使われるのかという話が、今、課題視されています。一応、木材利用促進という説明なのですが「ちゃんと国産材を使ってくれるのでしょうか」と、林野庁には私から少し言わせてもらったのですが、その辺りははっきりしていませんでした。ということは、下手をすると外材利用促進になりかねない感じさえましたので、それはいくらなんでも看過できないということだけは共有しておいてほしいと思います。

(山崎林務部長)

おっしゃるとおりでございます。それだと本来の趣旨からは全く逸脱した取組みになって、外国の森林資源のための森林環境税になってはなりませんので、できれば例えば飯田市の木を都市部で使っていただけるような仕組みを少し考えた考えていただきたいと。

(牧野飯田市長)

もちろん、長野県産材を少なくとも使っていただけるように。

(小口会長)

はい、他にはいかがでしょうか。

とりあえずよろしいでしょうかね。新たな支援ですから、これからいろいろな意見が出てくると思いますが、ありがとうございます。

以上で県からの施策説明については終了いたします。

全体を通して何かありましたらお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(岡田千曲市長)

1点、千曲市でございますが、皆様に一言お礼を申し上げたいと存じます。実は、千曲市で四半世紀、25年にわたって誘致運動をしてきました新幹線の新駅であります。昨年、JRから回答がございました。すでに新聞報道あるいは皆様方には昨年12月の段階でそれぞれ経過書をお送りさせていただきましたけれども、実現困難ということでありまして、技術的に困難であるがやるとしたら250億円から350億円かかるという回答があったわけです。

このような中で、この運動は、皆様方、各市長さんには同盟会の顧問に就いていただきました。そして、知事にも顧問に就いていただいて大変お世話になったわけですが、事情を鑑みまして、現状を直視すれば、これ以上運動を続けていくことは難しいということで、一旦この運動に区切りを付けたいと昨年の12月市議会で申し上げさせていただきました。

そのような意味では、各市長さん方のこれまでの御尽力と御協力に対しまして心から感謝を申し上げてお礼とさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍手)

(小口会長)

他にはよろしいでしょうか。

(三木須坂市長)

この会は、とても充実していいのですけれども、実質的な内容を例えば副市長・総

務担当部長会議でも話してもらえれば有り難いと思う。といいますのは、例えば、同一労働同一賃金の問題や、保育士の年齢構成や採用など、実質的な議論をやる場を設けてもらえれば有り難い、こちらの副市長・総務担当部長会議でもいいですし、また他の担当レベルでもいいのですけれども。

例えば、同一労働同一賃金の場合、各市でどういうふうに使っているかという問題もありますし、保育士の年齢構成や民間委託など、それを市長会として今のうちから検討しておいた方がいいのではないかと思います。これは、また検討してもらえればいいと思います。

以上です。

(小口会長)

実務テーマの勉強会的なものですか。

(三木須坂市長)

そうですね。実務研究会はあるのですけれども、内容を見ますと、実務研究会はテーマによってあるものもあるしないこともあるので、行革のようなものはもっと大きなテーマになってくるのですね。どうしても内容を見ますと、そのような大きなテーマは、結局、ある程度のところでリーダーシップを発揮しなければ、解決していかないような問題が出てくるのですね。だから、それはまた検討してもらえればいいと思います。

以上です。

(小口会長)

はい、分かりました。またその都度、御相談申し上げたいと思います。

はい、どうぞ。

(宮澤安曇野市長)

実は、一つ提案というか要望をさせていただきたいと思うのですが、先ほどの会務報告の中の5ページの6番の「県と市町村との協議の場」の中で、国体、それから障害者スポーツ大会の開催に向けて、「スポーツの力による元気な長野県づくり」が話し合われたということでありまして、小口市長会長さんにおかれましては、この国体あるいは障害者スポーツ大会の準備委員会あるいは常任委員会に就任いただくことが決定いたしました。

佐久市には武道館が建設されるということですが、せっかく長野県でやられる大会でありますので、今から選手の育成に力を入れていただくように、指導者によって大きく能力を伸ばせると思うので、その辺りの県のテーマに沿って「スポーツの力による元気な長野県づくり」という目標を掲げてある以上、競技スポーツでありますから入賞あるいは優勝を目指すことが非常に大切だと思いますので、指導者のあり方等について、ぜひまた御提

言をいただき充実を図っていただければと思います。よろしくお願いします。

(小口会長)

はい。前回の「県と市町村との協議の場」において、そのような観点からの共通認識として、県と少なくとも市町村は合意に達したということですので、具体的な投資等についてはこれからのテーマだと思いますが、また役員会の席でも議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(市川事務局長)

今のことで、すみませんが少し補足させていただきます。

準備委員会の下に専門部会といますか、その常任委員会とは別に競技力の向上や競技会場の選定などを審議する専門部会が設置される予定になっていますので、その辺りから議論がされていくのかなということをお聞きしております。

(小口会長)

はい、また進捗があり次第御報告させていただきたいと思います。

他にはよろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

(市川事務局長)

ございません。

(小口会長)

議題は、ほぼ終了いたしましたので、私から1点、御報告申し上げます。

市川事務局長から、この3月末をもって退職したい旨の願いがございまして、先ほど役員会においても報告し、承認を得たところでございます。

なお、後任については県において人選中でありますので、また決定し次第、私から御報告申し上げたいと思う次第でございます。

市川局長におかれましては、平成25年4月から5年間、大変お世話になった次第でございます。局長より一言、御挨拶がありましたらお願いいたします。

(市川事務局長)

お許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

私ども事務局としましては、当面の平成30年度、北信越市長会の会長県とその事務局を担うとともに、秋には第173回の北信越市長会総会を東御市・上田市での開催を控えているところですが、私の在任期間も5年という一つの区切りをこの3月を迎えますので、そ

の進退についてお伺いをしましたところ、交代するようという御判断をいただきましたので、昨年10月に小口会長宛てに退職願を提出した次第でございます。

今、お話があったように、平成25年4月、御縁がありまして事務局長に就任させていただいて以来、5年の長きに渡りましてお世話になったわけでございますが、この間、正副会長や部会長の業務軽減への取組み、各市負担金の減額、総会等会議録のホームページでの公開、北信越市長会総会の県内開催市決定方法に関する申し合わせ事項の制定と北信越では初めての複数市による共同開催、さらには部会設置要綱や事務局次長に係わる職員派遣要綱の改正など、いろいろなことに携わらせていただきました。

振り返れば短く感じられる5年間でありましたが、その職責を十分に果たすことができただかどうかは、皆様方の御判断にお任せしたいと思っております。

終わりに、各市を取り巻く状況につきましては、日に日に厳しさが増しておりますとともに、また変化も求められているのではないかと思っております。その課題の解決に少しでもお役に立てるような事務局であることを心掛けてまいりましたが、今後のことは新たな体制にお願いすることとしまして、退任まで2か月ありますけれども、これまでの市長各位の御厚誼に感謝申し上げますとともに、皆様方が御健勝で御活躍の上、19市がますます御発展されることを御祈念申し上げます、退任に当たりましての私からの御礼の挨拶とします。5年間、ありがとうございました。

(拍手)

(小口会長)

はい、本当に長い間、御苦労さまでございました。お体に御自愛いただきまして、更に地域社会において御活躍あらんことを心からお願い申し上げます。

また事務局並びに役員会で調整いたしますが、送別会になるのか歓送迎会になるのかは別にいたしまして、とりあえずは現実的な場所として4月の総会の後等が一つの候補として挙げられましようが、また追って連絡申し上げますので、全員の市長の皆様方の御参加をお願い申し上げます、私からの御礼といたします。大変ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

(百瀬事務局次長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、以上で2月の定例会を閉会とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。

(了)